



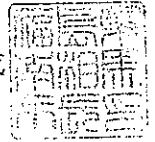
南相馬市告示第 88 号

本市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 54 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずる。

平成 20 年 6 月 30 日

南相馬市長 渡辺 一成



変 更 調 書

No. 1

編入する字名	同左に編入される区域	
原町区矢川原 字川原内	原町区益田 字西迫	16の3から16の6まで、17の3から17の6まで、235、240の1から240の3まで、254の2、255の2
原町区益田 字西迫	原町区益田 字仲山	2の1、3、4、114の7、114の8、124の一部、126の一部、129の4、129の6、154の2の一部、174、175の2の一部、185の2の一部
原町区益田 字仲山	原町区益田 字西迫	157の1の一部、163の一部
	原町区益田 字八坂下	2の6、158の3
	原町区益田 字寺之前	167の2、170、171
原町区益田 字寺之前	原町区益田 字八坂下	104の1の一部、105の1、106の一部、107、108の一部、109の一部、110から112まで、113の1、114の1、115、116、117の1、165の一部、166の一部、167の2、168の2、169、170、172の2の一部、173、176の一部
原町区益田 字八坂下	原町区益田 字仲山	11の1、12、13の1、158の3、177の2
	原町区益田 字寺之前	22の3

編入する字名	同左に編入される区域	
原町区益田 字久保田	原町区益田 字栢木下	1の1、2、3、4の1、5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、36から38まで、39の1、39の2、40の1、40の2、41から49まで、77の1、78の1、79から82まで、83の1、254の一部、255の一部、256、297、298の一部、299から303まで、304の2
原町区益田 字栢木下	原町区益田 字久保田	378の2、378の3
原町区益田 字道坂	原町区益田 字栢木下	195の一部
原町区益田 字姫作	原町区益田 字大迫	95の2、95の3、116の3の一部、117の2、153の2、153の3、168の3、208の一部、209の2、212の一部
原町区益田 字大迫	原町区益田 字姫作	94の1の一部、94の2の一部、95、142の一部、146の一部、147、169の一部、170の一部、187の一部、188の一部、190の一部、192